

# メキシコ版UBO（実質的支配者） 文書化制度の導入

KPMG in Mexico

本ニュースレターでは、2022年度税制改正のうち、「実質的支配者（Beneficiario Controlador）」の文書化制度の導入に関する概要について解説します。

現在、各国政府とその税務当局は、各国において活動を行う企業を実質的に支配しているのは誰なのか、すなわち「実質的支配者（Ultimate Beneficial Owner (UBO)）」を企業側に明確にさせる取組みを導入しています。支配者の特定とその文書化を企業側に法的に要求、制度化することにより、企業のビジネス活動や実態の透明性を向上させ、資金洗浄行為等による法人の悪用を防止することを目的としています。

今回のメキシコにおける改正は、その国際的な潮流に沿った内容となっており、今後すべてのメキシコ法人等は「実質的支配者」を自ら特定し、その身元を証明する資料の準備や文書化を行うことが要求されるため、その影響は広範に及び、この改正対応は各企業においてコンプライアンス遵守のための重要な論点となります。

なお、本ニュースレターに関連してKPMGが発行しているスペイン語版のニュースレター（Flash）についても、必要に応じてご参照ください。

[Flash: Identificación obligatoria de beneficiarios cont - KPMG México \(home.kpmg\)](#)

## 目次

1. 実質的支配者に関する文書化
2. 実質的支配者の定義
3. 当該改正の論点

## 1. 実質的支配者に関する文書化

今回の改正により、2022年1月1日の時点から、①法人、②メキシコの信託の委託者、受託者および受益者、③その他の法的組織（例えば、SPC等の投資ビークル）の当事者は、会計記録の一部として、「実質的支配者（Beneficiario Controlador, Ultimate Beneficial Owner）」の身元を裏付ける網羅的かつ最新の情報を、把握、収集および文書化して保管すること、また変更がある際にはその変更を文書にて適宜更新していくことが義務づけられることとなります。

同様に、法人や信託の設立またはその他の法的組織の形成に関連する契約の起草や実行に関与する公証人やその他の人物も、その設立業務に携わることから、設立する法人等の実質的支配者を特定することが別途義務づけられます。

文書化する情報には、実質的支配者に関する以下の項目が含まれます。

- ✓ 氏名
- ✓ 国籍
- ✓ 税務上の居住地
- ✓ 納税者番号
- ✓ 連絡先情報（住所、電子メール、電話番号）

税務当局から、実質的支配者に関する情報の提示を求められた場合には、15営業日以内（正当な理由があれば当該期間の延長申請が可能）に当該情報を提示する義務があります。

当該義務を遵守しなかった場合には、税務当局に対し、実質的支配者1人あたり500,000MXN（約20,000米ドル）から、最大で2,000,000MXN（約100,000米ドル）の範囲でペナルティが課されます。

## 2. 実質的支配者の定義

実質的支配者は、個人、または、個人のグループであり、以下のように定義されます。

- ✓ 法人、信託、その他の法的組織への出資、融資、その他の取引関係を通して直接的または間接的に経済的便益を享受する者、資産やサービスの使用、享受、または処分する権利を行使できる者
- ✓ 法人、信託、その他の法的組織を直接的または間接的に支配している者

また、以下のケースにおいて、個人は、株式等の所有や契約その他の法的活動を通して、当該法人等を支配しているとみなされます。

- ✓ 直接的または間接的に、株主総会における議決権の過半数を有する、または、取締役の過半数を選任・解任することができる者
- ✓ 直接的または間接的に、15%超の議決権を有している者
- ✓ 法人、信託、その他の法的組織の経営方針、事業戦略、組織運営等の意思決定に関わる者

上記の基準を用いても実質的支配者を特定できない場合には、法人においては、取締役会を持たない会社の場合は一人取締役に就く者、取締役会設置会社の場合はその取

締役全員が実質的支配者とみなされます。また、信託においては、委託者、受託者、受益者やその他の実質的に信託の法的権利を有する個人が実質的支配者とみなされます。

### 3. 当該改正の論点

上記のとおり、実質的支配者の定義は法的に規定されているものの、通常は、法人によって直接的な支配が行われている場合が多く、間接的に支配する個人を特定するためには、グループ会社内でのポリシー作成やグループ会社内での実質的支配者の共通理解を持つための内部確認や協議を行い、さらにはローカル会社側としては当該情報作成や更新における社内ポリシーや手順などを設け、コンプライアンスを適宜遵守していく体制の構築が必要となります。

日系企業においては、実質的支配者である個人が、日本親会社の社長や役員等となる可能性が高く、当該実質的支配者の個人情報の開示の許諾を得ること、それを子会社側において収集することが困難になることが予想されます。そのため、具体的な対応は今後税務当局がどれくらいの頻度で企業側に当該情報提示を求めてくるのか、また、会社が提出する開示情報に対してどのような見解を出してくるのかなど、その運用状況には非常に高い関心を払っていく必要があります。

#### 本ニュースレターに関するお問合せ先

##### メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

大野 博之 (hiroyukiohno@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

##### ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshiyamamoto1@kpmg.com.mx)

##### レオン事務所

宮地 剛大 (takahiro.miyachi@jp.kpmg.com)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2022 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.